佐賀県選挙管理委員会告示22号

選挙長等の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和33年佐賀県選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

平成28年６月３日

佐賀県選挙管理委員会委員長　　大　　川　　正　二　郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr>
<td>（目的）
第１条　この規則は、佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年佐賀県条例第７号）第５条第１項及び第７条第２項の規定により県の選挙管理委員会が管理する選挙及び投票における選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人並びに衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙における選挙分会長及び選挙立会人（以下「選挙長等」という。）の受ける報酬及び費用弁償の額を定めることを目的とする。

（報酬額）
第２条　選挙長等の受ける報酬額は、１回の選挙又は投票につき、次の表に掲げる額とする。
<table>
<tr><th>区分</th><th>報酬の額</th></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>投票所の投票管理者</td><td>略</td></tr>
<tr><td>期日前投票所の投票管理者</td><td>略</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>投票所の投票立会人</td><td>略</td></tr>
</table>
</td>
<td>（目的）
第１条　この規則は、佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年佐賀県条例第７号）第５条第１項及び第７条第２項の規定により県の選挙管理委員会が管理する選挙及び投票における選挙長、投票所の投票管理者、共通投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人、共通投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人並びに衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙における選挙分会長及び選挙立会人（以下「選挙長等」という。）の受ける報酬及び費用弁償の額を定めることを目的とする。
（報酬額）
第２条　選挙長等の受ける報酬額は、１回の選挙又は投票につき、次の表に掲げる額とする。
<table>
<tr><th>区分</th><th>報酬の額</th></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>投票所の投票管理者</td><td>略</td></tr>
<tr><td>共通投票所の投票管理者</td><td>１日につき　12,600円</td></tr>
<tr><td>期日前投票所の投票管理者</td><td>略</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>投票所の投票立会人</td><td>略</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr>
<td>
<table>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>期日前投票所の投票立会人</td><td>略</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
</table>
（費用弁償額）
第３条　選挙長等の受ける費用弁償額は、次の表に掲げる額とする。
<table>
<tr><th>職名</th><th>費用弁償額</th></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>投票所の投票管理者</td><td rowspan="6">略</td></tr>
<tr><td>期日前投票所の投票管理者</td></tr>
<tr><td>略</td></tr>
<tr><td>投票所の投票立会人</td></tr>
<tr><td>期日前投票所の投票立会人</td></tr>
<tr><td>略</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><td>共通投票所の投票立会人</td><td>１日につき　10,700円</td></tr>
<tr><td>期日前投票所の投票立会人</td><td>略</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
</table>
（費用弁償額）
第３条　選挙長等の受ける費用弁償額は、次の表に掲げる額とする。
<table>
<tr><th>職名</th><th>費用弁償額</th></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>投票所の投票管理者</td><td rowspan="8">略</td></tr>
<tr><td>共通投票所の投票管理者</td></tr>
<tr><td>期日前投票所の投票管理者</td></tr>
<tr><td>略</td></tr>
<tr><td>投票所の投票立会人</td></tr>
<tr><td>共通投票所の投票立会人</td></tr>
<tr><td>期日前投票所の投票立会人</td></tr>
<tr><td>略</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成28年６月19日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票については、なお従前の例による。